

1. 制度概要

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、消費税率の引き上げによる財源を活用し、3歳児から5歳児及び市民税非課税世帯の0歳児から2歳児の子どもを対象に令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施されます。

2. 対象施設及び対象者

対象施設（※1）	3～5歳児	0～2歳児（非課税世帯）
① 幼稚園	無料	—
② 認定こども園（幼稚園）	無料	—
③ 認可保育園（小規模、家庭的含む）	無料	無料
④ 幼稚園預かり保育	上限 11,300 円の範囲で無料（※2）	—
⑤ 認可外保育等（※3）	上限 37,000 円の範囲で無料	上限 42,000 円の範囲で無料
⑥ 子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園	上限 25,700 円の範囲で無料	—
⑦ 障害児通園施設等（※4）	無料	—

（※1）対象施設（事業）は、施設が所在する市町村に対象施設（事業）としての確認申請手続きが必要。

（※2）保育の必要性認定（施設型利用給付2号認定）が必要。

（※3）ベビーシッター、一時保育、病児保育などを含む（併用可）。なお、認可外保育施設等の利用は、認可保育所に入園できず、やむを得ず認可外保育施設等を利用せざるを得ない場合の代替措置として無償化対象であり、保育の必要性認定（施設型利用給付2号認定）が必要。

（※4）児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業所、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設が対象。

*現在、実費徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は無償化の対象となりません。これまでどおり保護者負担となります。

*無償化に伴い、これまで保育料に含まれていた3～5歳児の副食費（おかず代）が、保育料とは別に実費徴収されます。（世帯の所得、子どもの人数により免除制度あり。）副食費は園により異なりますので、各園にお問い合わせください。

*それぞれ上記の上限額を超えた場合、超えた額は自己負担となります。

3. 申請手続き

上記2. 対象施設及び対象者の表中①～③に在園されている方については、改めての手続きは必要ありません。③～⑥の施設を利用される方は、保育の必要性認定（施設等利用給付2号）の申請が必要です（申請書の添付書類として就労証明書、診断書等の提出が必要です）。